

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた 中小事業者の方の「資金繰り」を支援します 新型コロナウイルス感染症対応 「伴走支援型特別保証」制度 信用保証料補給事業を開始

対象者	次の①～④すべてに該当する方 ① 市内に店舗又は事業所を有する中小事業者 ② 多治見市から新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット保証4号・5号認定を受けた方 ③ 令和4年7月1日から令和4年12月30日までに信用保証料補給対象融資を受けた方 ④ 市税等に滞納がない方
対象制度	信用保証協会制度 伴走支援型特別保証制度【伴走特別】（セーフティネット保証4号・5号認定）
補給額	融資実行時に支払う信用保証料の2分の1の額（上限30万円・100円未満切り捨て） ※1事業者1回のみ ※分割支払の場合、1回目の信用保証料のみ対象
申請期間	融資実行日から30日以内
必要書類	① 信用保証料補給申請書 ② 貸付証明書（金融機関作成） ③ 市税等納付状況確認同意書 ④ 信用保証書又は信用保証決定のお知らせ（写）（岐阜県信用保証協会発行） ⑤ セーフティネット4号または5号いずれかの認定書の写し ⑥ 信用保証料補給金請求書
留意事項	保証料の補給の決定を受けた者は、当該補給に係る融資を繰上償還したことにより、既に交付を受けた補給金の額が負担すべき保証料を超えることとなったときは、当該超える部分に相当する額を市に返納しなければならない。例）30万円（補給金額）－20万円（負担すべき保証料）＝10万円（返納）
申請先	多治見市役所産業観光課（本庁舎1階）

お問い合わせ先

多治見市役所 産業観光課 企業支援グループ（本庁舎1階）
TEL：0572-22-1252（ダイヤルイン）
FAX：0572-25-3400
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

